

韓国の女性障害者（特集 アジアの女性障害者 -- 複合差別と権利擁護）

著者	崔 栄繁
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	アジ研ワールド・トレンド
巻	255
ページ	6-9
発行年	2016-12
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00018789

韓国の女性障害者

崔 栄繁

●はじめに

韓国は儒教の影響により、父系の家族制度において家長が家族員を支配・統率する家族形態とされる家父長制の文化の影響を強く受けてきたこともあって、家庭や社会における女性の地位の低さが指摘されてきた。たとえば、世界経済フォーラムによるジェンダーギャップ指数(GGI)では一四五カ国中一一五位とされている。韓国政府はこうした指摘を受け、一九九五年に女性発展基本法の制定、二〇〇一年に女性省の設置、二〇一四年に「女性発展基本法」を男女の平等とその権利を保障する「両性平等基本法」へ全面改正し翌年施行等々、取り組んできた。女性省は女性家族省と名称を変え、権益増進局、女性政策局などの局と二五課で構成されている。家庭内暴力や性暴力被害者の保護等、

女性の総合的な施策、地位向上、家族政策などを担当している。

本稿の主題である女性障害者に関して、韓国は二〇〇六年に国連総会で採択された障害者権利条約(以下、権利条約)の交渉過程に民間共に積極的に参加し、女性障害者の個別条項である第六条(「障害のある女子」)を盛り込むことに大きく寄与した。また、二〇〇七年に制定された「障害者差別禁止および権利救済に関する法律」(以下、障害者差別禁止法)にも女性障害者条項を設けるなど、女性障害者の権利保障に取り組んでいる。特に、二〇〇〇年代初頭に韓国南部の光州市にあるろう児の施設や学校における性的虐待が常態化していた事件をもとにした映画「トガニ」(日本語版のタイトルは「トガニ 幼き瞳の告発」)が二〇一一年に公開され、韓国全土

に大きな反響を引き起こした。この映画を契機に女性障害者への取り組みが強化されている。

韓国の障害者法制はアジアにおいては先進的であると思われるが、女性障害者の実態と関連法制度、課題を検討することで、各国の女性障害者の政策立案に参考になるだろう。

●障害者の概要と統計からみる女性障害者

まず、障害者の概要である。韓国は障害を一五の種別に分け、障害の程度により重い障害を一級として六級までに区分している。障害者登録制度があり二〇一四年末の保健福祉省の実態調査では、登録障害者数は二四九万四六〇名で、うち女性障害者は一〇四万五五八二名である。総人口約五〇〇〇万人に対する登録障害者の比率

は約五・一%となっている。

障害者に関する法制度は特に一九九〇年代後半以降、整備されてきている。主な法律としては、障害者福祉法、障害者等に対する特殊教育法、障害者雇用促進および職業リハビリテーション法、障害者差別禁止法など多様な領域において、法律が整備されている。

次に、韓国の女性障害者の生活実態を統計からみる。残念ながら、障害のある男性とない男性、障害のある女性とない女性の四者を比較した統計やデータは存在しない。そこで、一般男性と女性の比較データ、障害者と障害のない人との比較データ、女性障害者と男性障害者の比較データを検討する。

まず、一般的な男性と女性の格差である。経済活動参加率と性別賃金労働者の賃金基準をみると、二〇一三年基準で、経済活動参加率については男性が七三・二%、女性は五〇・二%、賃金水準は男性が二九八万六一六四ウォン、女性は二〇三万二九〇五ウォンとなっている(女性家族省『二〇一四年韓国の性平等報告書』四一〜四二ページより)。また、保健福祉省・保健社会研究所の二〇一四年の実態調査では、月額給与差は二〇

一四年基準で男性が二七六万一〇〇〇ウォン、女性が一七四万二〇〇〇ウォンであり、女性は男性の六三・一%の水準である。

次に障害者と障害のない人の格差である。月平均所得の格差は、障害者世帯の月平均所得額は二二三万五〇〇〇ウォンであり、全国一般世帯の四一五万二〇〇〇ウォンの五三・八%の水準にとどまり、月平均支出額では、障害者世帯は一七〇万六〇〇〇ウォンで、一般世帯(三二四万九〇〇〇ウォン)の五二・五%の水準である(二〇一四年六月基準)。満一五歳以上の経済活動参加率も全人口におけるそれが六三・一%であるのに対し、障害者は三九・一%である。

さらに男女障害者間の格差がある。前記の資料によると、経済活動参加率では男性障害者は五〇・二六%だが、女性障害者は二三・七三%に過ぎない。教育水準も男性障害者は、二七・七%が初等学校以上の学歴をもたないが、女性障害者のそれは五七・八%で、このなかで五名に一名は学校教育をまったく受けていない。また、大学以上の学歴を持つ男性障害者は二〇・二%、女性障害者は八・六%である。学歴の低さはそのまま

就労の格差につながる。男性障害者の雇用率は二〇一四年基準で四九・四%であるのに対し女性障害者は一九・八%に過ぎず、逆に失業率は女性障害者が九・三%で男性障害者のそれは五・八%となっている。

●女性障害者の生活の困難の複合性

生活実感はどうだろうか。ある女性障害者によれば、韓国の家父長制の伝統から男の子が生まれ、男性優先という点で、障害があっても男性にはそれなりに様々な機会が与えられるが、女性障害者は家に閉じ込められがちだという。さらに女性障害者に関しては妊娠・出産への抑圧もあり、たとえば「何で大変な思いをして子どもを産もうとするのか、ちゃんとした人でも大変なことなのに、子どもなんて作らずに生きていけばいいのに」などといわれ、障害は悪いことだと自らの価値を低くみてしまう(韓国女性政策研究院「二〇一〇研究報告書——一三 女性障害者 指標開発研究」から)。こうして女性障害者は、男性障害者の扱いとの差、女性の健常者との扱いの差という二重の困難の下

で、人との関係づくりや自分の意見の表明をする力が相対的にそれがれてしまう。そして、経験不足や自尊心の低さにより、たとえば性暴力被害を受けやすくなり、しかも自らの声を出せず、暴力は増長されるといふ悪循環に陥る。家父長制からくる思考や慣習、社会一般の障害に対する認識などが複合的に重なり合い、差別的な体験が積み重ねられ、それが相乗的な作用を起こして統計や事件として表れてくると思われる。

「複合差別」について、権利条約第六条の一項で「締約国は、障害のある女子が複合的な差別を受けていることを認識するものと」と規定されている。上野千鶴子によると、複合差別とは複数の差別の単なる蓄積ではなく互いに複雑に入り組んでいる状態で、複数の差別要因が相乗的に影響しあって生み出されるものとされる。「複合差別」の法律上の定義化には立法事実の積み重ねも含め、法の適用に当たり救済されるべき複合差別とはどういう差別であるのか概念の明確化が必要である。たとえば、女性障害者特有の問題として女性障害者の出産や育児の問題がある。この分野で特定の場

面における差別としては、受診や治療、入院などの拒否や合理的配慮の拒否が考えられるが、これらは複合差別の定義がなくても、障害者差別禁止法上の差別禁止や合理的配慮の提供という「障害差別」の問題として解決が可能な場合も多い。しかし、たとえば女性障害者であることで墮胎を薦められたり、婚姻や出産、養育の機会が実際に制限や排除されることがあれば、「障害差別」だけでなく「女性差別」問題も重なる。「複合差別」の概念整理は今後の大きな課題である。

●女性発展基本法から両性平等基本法へ

女性障害者に係る法制度について、まず女性一般の法制度について確認する。一九九五年の女性発展基本法の制定が本格的な女性政策の始まりとされる。同法は社会のすべての領域において男女平等と女性の発展を目的とし(第一条)、国・地方自治体が積極的差別是正措置をとることや五カ年計画となる女性政策基本計画の立案(第二章)、国や自治体における女性の雇用促進と男女差別禁止規定等が盛り込まれている(第一六条

など)。

二〇一四年五月、女性發展基本法の全面改正の形で両性平等基本法が制定され、翌年七月より施行された。全五三の条文と七つの章からなり、主な内容は以下のとおりである。

第一章総則では、第一条で法の目的を「両性平等の実現」とし、性差別の解消と両性の同等な参画と待遇を通じた実質的両性平等社会の実現とした。また、第二条で両性平等を「性別による差別や偏見、蔑みおよび暴力なしに人権を同等に保障され、すべての領域で同等に参画し、待遇を受けることという」と定義した。第二章では両性平等政策の基本計画の立案や五年ごとの両性平等実態調査の実施などを規定し、第三章は基本施策を定め、それまで法的根拠がなかったジェンダー教育や国家性等指数等を明記し、政治や政策決定過程、公職での男女の均衡のとれた参画のための措置をとることを明記した。

法の目的などの変更は女性施策のパラダイムの転換ともいわれるが、課題も指摘されている。たとえば、法のタイトルや目的が「性平等」ではなく「両性平等」とさ

れた点である。「性的平等」とすると「性的指向」も含まれることに対する憂慮などから「両性」となった。「両性」が男性と女性という性的アイデンティティーを前提としたものとしてとらえられ、トランスジェンダーなどの性的マイノリティーを排除してしまう恐れがある。

●女性障害者政策の概要

韓国は障害者政策の大枠として、障害者政策総合計画(旧障害福祉發展五カ年計画)という計画を策定し推進する。第二次障害福祉發展五カ年計画(二〇〇三〜〇七年)では就業や出産養育支援など女性障害者支援対策を主要項目として設定した。第四次障害者政策総合計画(二〇一三〜一七年)では、女性障害者の妊娠・出産支援、社会参加支援、暴力防止および被害者支援、性暴力被害障害者に対する助力人制度の導入を明記した。

女性障害者施策の主な担当省庁は保健福祉省と女性家族省である。保健福祉省では、教育関連事業や母性権と呼ばれている妊娠や出産、養育等の支援を行っている。教育支援事業として女性障害者の要望および障害特性に基づいた利用者

中心の教育プログラムの提供を全国三機関で三〇七の事業として行っている。また、二〇一五年度からは女性家族省の事業であったオウリム(ふれあい)センターの運営が移管され、エンパワメント教育などの事業を行っている。出産費用支援事業として、出産時、一人あたり一〇〇万ウォン支援を行っている。

女性家族省は、性暴力被害の対策、実社会参加のための職能技術習得に力を入れている。特化教育支援や暴力防止および被害者支援のための障害者相談所や障害者保護施設、家庭内暴力被害者の統合障害者保護施設の設定や運営機関の選定などが具体的事業である。性暴力被害者に関する事業では、全国二五カ所の女性障害者性暴力相談所が「韓国女性障害者連合」などNGOに委託され運営されている。「障害女性共感」という団体が受託運営している相談所の場合、一〇〇名前後の性暴力被害者の支援を行っている。このうち七〇%が知的障害者とのことである。裁判支援や家族相談支援など、一人の被害者が複数の支援を必要とする長期的なものが多く、支援の実数は上記数字の一〇倍以上とい

う。性暴力に関連して、四カ所の障害者保護施設が運用されている。また、雇用に関しては、雇用労働省の障害者雇用奨励金支給制度がある。女性障害者と重度障害者に手厚くなっている。

●性犯罪に関する性暴力特例法

先述のとおり、女性障害者に対する性暴力事件が社会に大きな衝撃を与え、法制度が整えられてきた。女性障害者への暴力に対し、刑法や障害者差別禁止法などのほかに性犯罪に関する性暴力特例法などがある。映画「トガニ」の衝撃による二〇一一年の性犯罪に関する性暴力特例法改正により女性障害者と未成年者に対する規定が大きく変わった。量刑の強化、偽計または威力を用いた障害者に対する性暴力犯罪を非親告罪に転換、一三歳未満の女性児童と女性障害者に対する暴行、強迫による強姦と準強姦の公訴時効の廃止などである。

相談体制として、検察が運営する性暴力被害者の支援施設であり、指定の病院に設置されているヘパラギ(ひまわり)センターへ相談に行けば陳述分析家や速記者を指

定し、国選弁護人と相談員が被害者から直接陳述の内容を聞くなどの支援が受けられる。

●障害者差別禁止法

障害者差別禁止法は、障害者などへの制限・排除・分離・拒否や、機会の平等を保障するための配慮や調整である正当な便宜（合理的配慮と同じ概念）の拒否等を差別として禁止し、国家人権委員会による救済を規定する。女性障害者については、第二八条（母・父性の権の差別禁止）で、妊娠や出産、養育等の差別と正当な便宜が規定され、第二九条（性による差別禁止）で、障害者の性生活上の差別を禁止し、性的自己決定権の規定がされている。性を否定されてきた歴史を持つ女性障害者の声が反映されたものである。

しかし、女性障害者に関する事例や紛争解決について、国家人権委員会によれば女性障害者条項の事例は、出産における合理的配慮の問題が一度取り上げられたことがあったとのことである。それ以外は教育や雇用など同法の他の条項で対応している、あるいは「女性差別」として扱われている可能性がある。障害者差別禁止法の運

用上、女性障害者関連事例が低調な理由として、国家人権委員会が女性と男性を統計上区別していないことと、先述のとおり女性障害者の社会参加が男性障害者ほど進んでいないため、女性障害者特有の差別事例や必要な合理的配慮が浮かび上がってこない可能性が考えられる。

●障害者権利条約と国家人権委員会

権利条約の国際監視の枠組みにより、二〇一四年一〇月、国連障害者権利委員会より韓国政府に対して総括所見が出され、女性障害者に関するものも含まれている。

まず、権利条約の女性条項（第六条）関連である。障害者権利委員会には、ジェンダーの視点を障害者政策のメインストリームとすること、女性障害者に特化した政策の開発やDVや性暴力防止のための教育プログラムに障害の視点をとりこむこと、入所施設などでの女性障害者への暴力に対する措置などを勧告した。また、国連障害者権利条約NGO報告書連帯のパラレルレポートに子宮摘出手術の指摘があった第一七条について、強制不妊手術を根絶するための措

置や地域や入所施設における強制不妊手術からの効果的な保護、実態調査を行うことを勧告している。第三一条の統計・データの収集については性別や年齢等が区分されたデータ等の作成を勧告している。これに対して、権利条約履行の監視機関となる国家人権委員会は、関連部署や機関における総括所見の履行状況について今後、国家人権委員会が監視するための五カ年計画を立てる予定とされている。

●おわりにー評価と課題ー

以上、韓国における女性障害者の制度や実態についてみてきた。二〇〇〇年以降独自の女性障害者に対する政策が行われるようになったという点からみれば、法律や制度上のメニューはかなり充実してきた。性暴力問題は各国に共通する問題であるが、女性障害者に特化した性暴力相談所が全国に二五カ所設置されたことなどの仕組みは参考になる。

課題もみえてきている。「女性」と「障害」の問題が複合的に重なり合い、相乗され作られてきた女性障害者の複合的な生きにくさ、差別的状況をどのように解決していくか明確にされていない。家父

長制の伝統の克服と、女性の地位向上が必要である。女性発展基本法が両性平等基本法へと改正され、ジェンダーの視点で両性の平等が女性施策の基本的な理念となったことで、実態がどのように変化するのか注目したい。

一方で、女性障害者の複合的な差別的状況を変えるうえで、一般の女性問題における女性障害者問題のメインストリーム化は欠かせない。両性平等基本法においてマイノリティー集団に対する規定はなく、女性施策一般に女性障害者の視点がどれだけ盛り込まれるのか明確ではない。

障害者差別禁止法については、女性条項に関しては十分に機能していないといえよう。法の実効性を高めるためには、女性障害者の複合的な差別状況を明確にするための調査、研究が必要である。そのためには、まず、救済機関である国家人権委員会が申し立て案件の内容を性別ごとに分析し、女性障害者の社会参加の障壁を複合差別的視点からとらえ、法の内容を見直すことが必要だろう。

（さい たかのり／DPI日本会議）